



# TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201  
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 75 (2017年3月16日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 75 は、「最高裁判決: 労働条件の不利益変更は不可」をお送り致します。タイ国では「労働者の雇用条件の不利益変更は原則不可能」とされています。今回は一つの事例として、労働裁判所・最高裁判例を送り致します。

### 労働条件の不利益変更は不可 (最高裁判決 604/2557)

【原告】労働者 A

【被告】X 社 (労働者 A の雇用主)

#### 【訴訟の概略】

原告・労働者 A は、被告である雇用者 X 社の被雇用者である。

X 社は労働者 A をメンテナンス部署から梱包部署へ異動させた。その結果、労働者 A の収入が、1 日当たり 10 パーツ以上減少することになった。労働者 A は「収入の減少は不利益な変更だ」として X 社を訴えた。X 社は「部署の異動は応募書類に記載があることから違法性はない」として争う姿勢を見せた。

#### 【結果】

労働者 A を他部署へ異動したことにより、年間収入が 1 日当たり 10 パーツ以上の減少となることは、不当な雇用条件の変更とみなす、とした。

~~~~~

#### 【詳細】

X 社は労働者 A に異動を命令し、重労働のある従来よりも悪い雇用条件に変更し、かつ年間収入が 1 日当たり 10 パーツ以上の減少となったとして、労働者 A は X 社を訴えた。

X社は、異動命令は人材管理のための会社の経営上の権利であり、応募申請書に記載のある通り、X社が異動させることに労働者Aは同意もしており、労働条件に関する合意事項において禁止されていない、と述べた。

中央労働裁判所は審議の結果、労働者Aは機械の保守を行う一般的な保守工である一般従業員A種として入社し、X社は労働者Aを梱包業務を行うプレスバンド職である一般従業員B種に異動した。

A種とB種を比較したところ、A種は1日当たり12パーツ増しの賃金を受け取ることができ、B種は1日当たり10パーツ増しの賃金を受け取ることができるとした。その為、中央労働裁判所はX社に労働者Aの雇用条件を元に戻すよう判決を下した。

X社は中央労働裁判所の判決を不服とし最高裁へ控訴した。最高裁判所は、中央労働裁判所の判断に違法性はないとし、X社の訴えを棄却し中央労働裁判所の判決を支持した。

~~~~~

#### 【お断り】

1. 各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。
2. 本情報のタイ語をご入用の場合は「500THB」となります。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

#### 【無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2017年4月20日(木)です

## 【お知らせ】

### 勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

2015年から泰日経済技術振興協会にて、タイ国労働法の講師を務めております。

2017年度の日程は以下の通りです。

1. 5月11日(木)13:30～：就業規則と労働者保護法の関係
2. 6月8日(木)13:30～：労使間の契約書
3. 7月6日(木)13:30～：解雇の事例判例から労働法を学ぶ

5月11日(木)の概要は以下の通りです。

1. タイ国・労働者保護法の位置づけと概要
2. 就業規則と労働者保護法の間連。

\*各条文の理解、日本とタイの労働法の違いも見ていきます。

3. 事例から学ぶ注意点

本コースは、全3回コースとなっており、体系的に労働者保護法を基礎として、タイでの会社運営に必要な「法律知識」、「法律実務」を学ぶ事が可能です。



本コースにご興味がある方は、  
下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会まで  
お問い合わせ下さい。

研修担当: 笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール: [japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000～3029 ext.754

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成  
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### ★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>